

【様式1】

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:環境再生保全機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額(税抜)	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定期限	備考
「乳幼児のぜん息ハイリスク群を対象とした保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 恒 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年6月30日	大阪市立大学大学院 新宅治夫 大阪府大阪市阿倍野区旭町1-4-3	本調査研究課題は、平成18年度に公募した結果、応募のあった課題について第三者の外部専門家による事前評価を経て、原則3ヵ年の研究課題として採択されたものである。平成20年度は、外部専門家による2年目の年度評価を経て、左記の者により継続実施する必要があり、競争を許さないことから会計規程第45条第1項に該当するため。	-	9,809,523	-	なし	本調査研究課題は、平成20年度が原則3ヶ年の研究課題の最終年度に当たり、左記の者により継続実施する必要があり競争を許さないため。	平成21年度	
「COPD患者の病期分類等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 恒 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年6月30日	日本医科大学呼吸ケアクリニック 木田厚端 東京都千代田区九段南4-7-15	本調査研究課題は、平成18年度に公募した結果、応募のあった課題について第三者の外部専門家による事前評価を経て、原則3ヵ年の研究課題として採択されたものである。平成20年度は、外部専門家による2年目の年度評価を経て、左記の者により継続実施する必要があり、競争を許さないことから会計規程第45条第1項に該当するため。	-	11,904,761	-	なし	本調査研究課題は、平成20年度が原則3ヶ年の研究課題の最終年度に当たり、左記の者により継続実施する必要があり競争を許さないため。	平成21年度	
「小児及び思春期の気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 恒 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年6月30日	国立成育医療センター 大矢幸弘 東京都世田谷区大蔵2-10-1	本調査研究課題は、平成18年度に公募した結果、応募のあった課題について第三者の外部専門家による事前評価を経て、原則3ヵ年の研究課題として採択されたものである。平成20年度は、外部専門家による2年目の年度評価を経て、左記の者により継続実施する必要があり、競争を許さないことから会計規程第45条第1項に該当するため。	-	13,333,333	-	なし	本調査研究課題は、平成20年度が原則3ヶ年の研究課題の最終年度に当たり、左記の者により継続実施する必要があり競争を許さないため。	平成21年度	

「気管支ぜん息の発症リスク低減に関する因子の検索と管理・指導への応用に関する調査研究」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 悟 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年6月30日	帝京大学医学部溝口病院 滝澤始 神奈川県川崎市高津区溝口3-8-3	本調査研究課題は、平成18年度に公募した結果、応募のあった課題について第三者の外部専門家による事前評価を経て、原則3年年の研究課題として採択されたものである。平成20年度は、外部専門家による2年目の年度評価を経て、左記の者により継続実施する必要があり、競争をゆるさないことから会計規程第45条第1項に該当するため。	-	11,428,571	-	なし	本調査研究課題は、平成20年度が原則3ヶ年の研究課題の最終年度に当たり、左記の者により継続実施する必要があり競争を許さないため。	平成21年度
「小児及び思春期の気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 悟 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年6月30日	独立行政法人国立病院機構下志津病院 西牟田敏之 千葉県四街道市鹿渡9-34-5	本調査研究課題は、平成18年度に公募した結果、応募のあった課題について第三者の外部専門家による事前評価を経て、原則3年年の研究課題として採択されたものである。平成20年度は、外部専門家による2年目の年度評価を経て、左記の者により継続実施する必要があり、競争を許さないことから会計規程第45条第1項に該当するため。	-	13,333,333	-	なし	本調査研究課題は、平成20年度が原則3ヶ年の研究課題の最終年度に当たり、左記の者により継続実施する必要があり競争を許さないため。	平成21年度
「気管支ぜん息患者の年齢階層毎の長期経過・予後に関する研究」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 悟 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年6月30日	独立行政法人国立病院機構相模原病院 秋山一男 神奈川県相模原市桜台18-1	本調査研究課題は、平成17年度の研究成果について第三者の外部専門家による中間評価を経て左記の者により継続実施するため、特定の者以外を契約の相手方として実施することができないので、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	17,142,857	-	なし	本調査研究課題は、平成20年度が継続実施の研究課題の最終年度に当たり、左記の者により継続実施する必要があり競争を許さないため。	平成21年度

「成人気管支ぜん息患者の重症度等に応じた健康管理支援、保健指導の実践及び評価手法に関する調査研究」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 恒 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年7月3日	帝京大学 大田健 東京都板橋区加賀2-11-1	本調査研究課題は、平成18年度に公募した結果、応募のあった課題について第三者の外部専門家による事前評価を経て、原則3ヵ年の研究課題として採択されたものである。平成20年度は、外部専門家による2年目の年度評価を経て、左記の者により継続実施する必要があり、競争を許さないことから会計規程第45条第1項に該当するため。	-	17,142,857	-	なし	本調査研究課題は、平成20年度が原則3ヵ年の研究課題の最終年度に当たり、左記の者により継続実施する必要があり競争を許さないため。	平成21年度
--	--	-----------	-------------------------------	--	---	------------	---	----	--	--------

[記載要領]

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例: 平成21年度)を記載すること。

【様式2】

平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:環境再生保全機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額(税抜)	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざる得ない事由	随意契約によらざる得ない場合の根拠区分	備考
「子どものぜん息＆アレルギーシリーズ(2)(6)」「ぜん息マップ」「ホームケアのためのぜん息の薬」の増刷	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 悟 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年6月9日	株式会社東京法規出版 代表取締役 菅 国典 東京都文京区本駒込2-29-22	本パンフレットの増刷は、著作権を有する左記の者の許諾が得られなかつたため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	4,192,780	-	なし	本パンフレットの増刷は、著作権を有する左記の者の許諾が得られなかつたため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	1	
「日本の大気汚染公害経験の情報発信」の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 悟 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年7月1日	財団法人公害地域再生センター 理事長 森脇 君雄 大阪府大阪市西淀川区千舟1-1-1	本業務は、ぜん息等の患者団体との間で唯一ネットワークを有する団体で、左記の者が過去に収集、整理及び保管してきた他に例を見ない我が国の公害による健康被害や大域汚染対策に関する史料・情報について、電子化を行い電子的に保存するとともに、機構ホームページから検索可能とすることを目的とする事業であり、特定の者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	5,142,857	-	なし	左記の者が、過去に収集、整理及び保管してきた他に例を見ない我が国の公害による健康被害や大域汚染対策に関する史料・情報を提供できる唯一の者であり、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	12	
「低公害車フェア」(名古屋市の業務委託)	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 悟 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年8月13日	環境デーなごや実行委員会 委員長 山田 雅雄 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-1	本行事に関する業務委託は、名古屋市を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本行事を共催する必要があるため、特定の者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	952,380	-	なし	本行事に関する業務委託は、名古屋市を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本行事を共催する必要があるため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	4	

「大気浄化植樹マニュアル」の 増刷	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 梓 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年8月20日	株式会社秀巧堂 代表取締役 秀浦 忠利 広島県広島市中区中島町9- 16	本パンフレットの増刷は、著作権を有する左記の者の許諾が得られなかつたため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	2,054,100	-	なし	本パンフレットの増刷は、著作権を有する左記の者の許諾が得られなかつたため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	1
「低公害車フェア」(埼玉)の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 梓 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年9月3日	エコ・カーフェア埼玉2008実行委員会 委員長 金子 昌一郎 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	本行事に関する業務委託は、埼玉県を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本行事を共催する必要があるため、特定の者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	1,904,761	-	なし	本行事に関する業務委託は、埼玉県を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本行事を共催する必要があるため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	4
「低公害車フェア」(北九州)の業務委託	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 富岡 梓 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成20年9月16日	北九州エコカーフェア2008実行委員会 委員長 久鍋 和徳 福岡県北九州市小倉北区城内1-1	本行事に関する業務委託は、北九州市を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本行事を共催する必要があるため、特定の者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	1,904,761	-	なし	本行事に関する業務委託は、北九州市を中心として組織されている左記の実行委員会との間で本行事を共催する必要があるため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	4
平成20年度会計監査人による監査	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事長 渡 亮策 神奈川県川崎市幸区大宮町1310	平成20年9月30日	あづさ監査法人 代表社員 公認会計士 佐藤正典 東京都新宿区津久戸町1番2号	本契約は、当機構の会計監査人として、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき環境大臣から選任された者との契約であり、競争を許さないことから会計規程第45条第1項に該当するため。	-	20,500,000	-	なし	本契約は、当機構の会計監査人として、独立行政法人通則法第40条の規定に基づき環境大臣から選任された者との契約であり、競争を許さない。なお、環境大臣に対する会計監査人の候補者名簿を提出するにあたり企画競争を実施し、左記の者を選定している。	1
「お母さんのためのぜん息Q&A」の増刷 20000部	独立行政法人 環境再生保全機構 契約担当職 理事 斎藤 照夫 神奈川県川崎市幸区 大宮町1310	平成21年2月9日	日本印刷株式会社 代表取締役社長 猪俣 公雄 東京都千代田区外神田6-3-3	本パンフレットの増刷は、著作権を有する左記の者の許諾が得られなかつたため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	2,050,700	-	なし	本パンフレットの増刷は、著作権を有する左記の者の許諾が得られなかつたため、左記の者以外を契約の相手方として実施することができない。	1

[記載要領]

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。

4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型別見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」